

令和8年度 事業計画（案）

1. 基本方針

世の中の景気がデフレ傾向からインフレに振れ始め、諸物価が軒並み値上がりしています。一般家庭においても多くの出費を強いられ、家計を圧迫しています。最低賃金も毎年上がり続けており、それに伴い会員の賃金も改善していきます。

当センターでは、令和8年度から3年間の経営改善計画の初年度にあたります。これを基に、自主財源の確保及び効率的な運営ができるよう取り組んでいきます。

この経営改善計画においては、旭市役所を始め関係各機関と連携を図るとともに、地域における様々なニーズに対応した就業機会の確保・拡充に取り組んでいきます。

また、民間の事業所や一般家庭に対しても営業活動や就業開拓の拡大を図り、契約金額の向上に取り組んでいきます。

もう一つの課題である会員数は、少しずつ増加傾向が見られました。また、年齢構成で見ると若年層の会員も入会してきています。更なる新規会員拡大の対策を講じて、会員数の増加を図っていききたいと思います。

会員の就業にあたっては、安全就業推進計画及び安全対策基本計画に基づき、安全・適性就業を第一と考え、その推進に万全を期していきます。会員一人一人が毎日の安全就業を心掛けていききたいと思います。

さらに、地域から信頼されるシルバー人材センターとして事業を推進し、センターの基本理念である「自主・自立・共働・共助」の精神に基づく運営に努めていききたいと思います。

2. 実施計画

（1）普及啓発

- ① 広報委員会によるシルバー人材センター会報（シルバーあさひ）を年2回発行し、制度改正や会員の仕事内容、事業運営を市民や会員に周知を図っていきます。
- ② シルバーの内容を知らせるチラシ等の新聞折り込みなどにより、一般家庭及び事業所、公共機関への普及啓発を行い、シルバー人材センター事業運営のPRを図り受注拡大に努めます。

（2）会員の増強

- ① 会員募集については、チラシの新聞折り込みや市の広報への依頼、掲載により会員の増強を図ります。
- ② 現会員による知り合い等への「口コミ」は、有効な手段であり実績も得ら

れています。これからも役員及び会員による積極的な勧誘等の呼びかけに努めます。

- ③ 連合から供与されたものや、センター独自に作成した会員募集のポスター、チラシを公共機関や民間事業所に掲示及び配布することにより、市民がシルバーに対する認識を深めるようにします。

(3) 就業機会の確保と開拓

- ① 高年齢者にふさわしい就業の確保及び、事業所や一般家庭への普及活動に努め、就業確保と適正就業に努めます。
- ② 行政や関係諸機関との連携を強化し、就業開拓の推進を図ります。
- ③ 就業に対する会員の意欲と資質向上を図りながら、発注者の信頼を得ることにより、就業場所の定着化や就業率の向上を目指します。
- ④ 会員の技術向上と就業分野の開拓のため、センター独自の講習会（植木手入れ、草刈り、草取り講習）を適宜開催します。

(4) 就業体制の整備推進

- ① 草刈り班、植木班、草取り班、一般軽作業班等の職群班の充実に努め、各リーダーによる自主的な作業計画、会員の就業配分の遂行を図ります。
- ② 会員相互の意思疎通を図るため、新会員及び職群別に研修会を行い、就業体制づくりの充実に努めます。
- ③ 未就労会員について実態把握を適宜行い、年1日以上就労呼びかけと問題点を洗い出し、当該会員への就労を促していきます。

(5) 安全（適正）就業対策

◎ 事故件数「ゼロ」を目標とします

- ① 安全委員会の活動促進と就業現場の安全パトロールを適宜行い、安全確保の周知徹底を図ります。
- ② 会員の就業や就業場所への移動等に伴う事故を未然に防止することや、作業用機械や植木手入れ等の危険な作業について、安全講習会を開催します。
- ③ 安全保護具の整備と着用の徹底や各種器具の点検を行い、事故の未然防止に努めます。特に、外作業においてはヘルメットの着用を義務付けています。
- ④ 安全就業のしおりを会員へ配布すると共に安全就業推進計画に基づいた就業に努め、安全知識の向上を図ります。
- ⑤ 会員が健康で安全に働くことが出来るように、現場ごとに責任者を配置し、常に安全な就業に心掛け、事故防止に努めるとともに会員の健康管理につい

ての意識の向上を図ります。

（６） 福利厚生

- ① 会員が豊かで充実した日常生活を営むため、健康の自己管理の周知徹底を図ります。
- ② 旭市が実施する各種検診に積極的に受診するよう会員に促します。
- ③ 会員の自発的な活動を促すことにより、会員相互の融和を図り、サークル活動の促進、親睦行事を行います。
- ④ 講演会（健康管理・交通安全等）を行い、日頃から自己の健康管理や交通安全への注意力を高めます。
- ⑤ 地域社会に貢献するためのボランティア活動を実施します。

その他

フリーランス法が施行され、シルバー会員も個人事業主というフリーランスの範疇に入ります。これにより、発注者と会員との直接契約という契約方法の見直しをしていきます。この契約では、一般家庭及び公共では、現実的にほとんど変わりませんが、民間事業所へは消費税の負担が生じます。各事業所へは、この消費税負担についての理解を求めていかなければなりません。

さらに、これに伴ったシルバー人材センターの規程の改定もしていきます